

吹田市開発事業の手續等に関する条例施行規則現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第34条 -----略-----</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における駐車施設の設置は、別に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>5 } -----略-----</p> <p>(3) }</p> <p><u>(4)</u> 建築物又は敷地の状況によりやむを得ない事情がある場合として別に定める基準に該当する場合</p> <p><u>(5)</u> 国、大阪府、独立行政法人都市再生機構、大阪府住宅供給公社又はこれらに類する者が共同住宅を建築する場合</p> <p>3 -----略-----</p>	<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第34条 -----略-----</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における駐車施設の設置は、別に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>5 } -----略-----</p> <p>(3) }</p> <p><u>(4)</u> <u>共同住宅を建築する場合で、その敷地の有効利用に資すると市長が認めるとき。</u></p> <p><u>(5)</u> 建築物又は敷地の状況によりやむを得ない事情がある場合として別に定める基準に該当する場合</p> <p><u>(6)</u> 国、大阪府、独立行政法人都市再生機構、大阪府住宅供給公社又はこれらに類する者が共同住宅を建築する場合</p> <p>3 -----略-----</p>